

保護者 様

白山市立笠間中学校

校長 佐竹 康弘

「学校感染症届」の提出について

令和5年5月8日より学校保健安全法第18、19条にもとづく、出席停止対象疾病および出席停止の期間の基準が以下のとおり改正されました。下記に示す感染症にかかった場合は、登校初日の朝に「学校感染症届」を学級担任へ提出して頂きますようお願いいたします。医師による証明は不要です。「学校感染症届」は学校HPからダウンロードするか、担任から受け取ってご提出ください。

記

1. 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）および出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ（H5N1に限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（※）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑等、手足口病等 学校教育活動を通じ、流行を広げる可能性高いもの	

※鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第1種の感染症とみなす。